

令和8年度「ふくしミライ共創金」 (南丹市社協会費) へのご協力依頼

南丹市社会福祉協議会では、「すべての住民のところが輝く福祉のまちづくり」を目指して、誰もが「ふだんの暮らしを しあわせ」に過ごせるよう、地域福祉の推進を目的とする様々な活動に取り組んでおります。このような活動は、皆さまからお寄せいただく資金により支えられております。

本年度も「ふくしミライ共創金」による財政支援に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1. ふくしミライ共創金
 - ・ 1口=1,000円「普通会員」
 - ・ 2口(2,000円)以上ご協力頂ける方は「特別会員」
2. 納 入 方 法
 - ・ 各区長・自治会長様を通じて納入ご協力の依頼をさせていただいています。地域の収納方法にしたがってご協力いただきますようお願いいたします。
 - ・ 本会へ直接ご納入いただくことも可能です。下記の各事務所にてお受けいたします。
3. そ の 他
 - ・ 任意のご協力のお願いです。強制ではございません。
 - ・ ふくしミライ共創金の詳細につきましては、裏面のQ&Aや、別紙リーフレットをご覧ください。
4. 期 間 令和8年7月1日～令和8年8月31日
※期間を過ぎてもお受けいたします。

【お問い合わせ】

社会福祉法人南丹市社会福祉協議会

本 所	〒629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内 11 番地	(電話) 0771-72-3220
園部事務所	〒622-0014	南丹市園部町上本町南 2 番地 22	(電話) 0771-62-4125
八木事務所	〒629-0134	南丹市八木町西田山崎 17 番地	(電話) 0771-42-5480
日吉事務所	〒629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内 6 番地 4	(電話) 0771-72-0947
美山事務所	〒601-0722	南丹市美山町安掛下 8 番地	(電話) 0771-75-0020



「ミライ」をつくる

私たち南丹市社会福祉協議会がつくりたいのは
だれもが安心して暮らせるまち。
それは、これまでも、そしてこれからも、
変わらずに全力で取り組んでいきます。
皆さまと「みんなの未来」を一緒に作りたい。
地域福祉のサポーターとして応援してください。

ふくしミライ共創金とは

正式には南丹市社会福祉協議会の会員として払う社協会費です。
実際、社協会員になっても直接的なメリット・特典はありません。
しかし、ふれあい委員さんの見守り活動、ふれあい・いきいきサロン活動、ボランティア活動など、地域(に住む方の)福祉(しあわせ)のために活動する地域の皆さんの応援をすることにつながります。地域福祉は、活動する人だけでは成り立ちません。様々な形で地域福祉に参加して下さる人が必要です。

私たち社協は、地域の皆さま、関係機関の皆さまと共に、しあわせを感じられるまち(ミライ)を創っていきたくと考えております。『ふくしミライ共創金』は、この想いに賛同いただき、任意で納入していただくものです。
ご理解・ご協力をどうぞよろしくお願いします。
社協職員は、全員が相談員です。
どの部署で働いていても、地域の皆さまのご相談を伺い、つなぎ、伴走します。
何かあれば、お気軽にお声かけ下さい。



ふくしミライ共創金 (南丹市社会福祉協議会 会費) 1口=1,000円

普通会員 1口
賛助会員 5口以上
(会社・事業所・施設・団体)

特別会員 2口以上
ふるさと会員 3口以上
(南丹市外在住の方)

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

本所	〒629-0301 南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地	TEL:0771-72-3220	FAX:0771-72-3222
園部事務所	〒622-0014 南丹市園部町上本町南2番地22	TEL:0771-62-4125	FAX:0771-63-5606
八木事務所	〒629-0134 南丹市八木町西田山崎17番地	TEL:0771-42-5480	FAX:0771-42-4412
日吉事務所	〒629-0301 南丹市日吉町保野田垣ノ内6番地4	TEL:0771-72-0947	FAX:0771-72-0732
美山事務所	〒601-0722 南丹市美山町安掛下8番地	TEL:0771-75-0020	FAX:0771-75-0829



還元します、あなたの地域に

ふくしミライ共創金の使い道

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会



「イマ」を全力で支えることが「ミライ」につながる

地域のみなさんが今困っていること、今解決したいことは、今ある制度やサービスだけでは対応できないことが多いです。そして、制度による報酬だけでは地域のみなさんの暮らしを支えるための人材を確保することが難しい現状にあります。皆さまからいただいた「ふくしま未来共創金」は、そのように地域の今をカバーするために活用させていただいております。



移動支援のための 車両貸し出し

「ふくしま未来共創金」が活用されています

いくつになっても「なんとかなる」くらしを

好きなお店で好きなものを買う。しんどくなったらお医者さんに診てもらう。大切な人に会いに行く。車があったら「当たり前」にできること。年を取ると少しずつ難しくなってきます。地域には、免許を返納されて困っている人がちらほらと。困った人をほっておけない。今困っている人は未来の自分かも。そんな思いで、地域福祉活動に取り組まれている人たちがいます。社協はそんな人たちを応援したい。移動支援に車は欠かせません。もしよかったら、社協の車を使ってください。



買い物に行きたい!! 1人の声で地域が動く

社協では、令和3年度～令和4年度までお買い物支援の実証実験(自宅からスーパーまでの送迎)を行いました。そこで出てきたのは、

「もっと利用したい」「私も利用したい」という声。

その声をお届けしたところ、ある地域で支援団体が立ち上がりました。運転する人・予約を受ける人、書類を作る人など、役割分担をして取り組んでおられます。

社協職員が伝えたい!「地域の情報」

好評放送中



ふくしま未来TV

南丹市社協がなんたんテレビ(11cn)と協働で制作している福祉に関する情報番組

毎月 第2木曜日～1週間

9:45~/ 14:45~/ 20:45~/ 22:45~/
の1日4回放送

- 〈番組内容〉
- 地域のキニナル出来事
- お知らせ
- アワアワプロジェクト などなど…

ワタシの時間をチイキのために
Four hours for our community



成年後見制度(法人後見事業)

「ふくしま未来共創金」が活用されています

南丹市内で唯一の法人後見事業を実施

南丹市社協は、南丹市内で唯一法人として法人後見事業を行っています。近年、制度の利用を希望される方が増えていますが、引き受けていただける方が少ないことが課題となっております。

社協が法人として後見職となる強み

1. 後見業務を長期間継続できる
2. チームで対応ができる
3. ネットワークを活用し、地域と連携ができる

「法人後見事業について」
厚生労働省HP ▶



地域福祉推進継続発展事業

「ふくしま未来共創金」が活用されています

地域のよりよい発展を応援しています

地区圏域(旧小学校区)で地域福祉活動に取り組む組織(※)を応援しています。※地域福祉推進協議会など

単年度ごとに10万円を上限として助成しています

【以下の取り組み内容に対して助成】

- ① 地域福祉の活動基盤(組織、拠点、人材)づくり(必須)
- ② 地区福祉活動計画の策定・評価・改定(必須)
- ③ 生活課題・地域課題の把握
- ④ 情報共有や連携・協働の場の設置
- ⑤ 相談・支援機関等との連携・協働関係の構築
- ⑥ 地域福祉活動に必要な資金づくり

【助成の条件】

- ① 住民主体で取り組む意思があること
- ② ふれあい委員、民生児童委員、地区役員等の合意と参加が得られること



貸し出し物品

「ふくしま未来共創金」が活用されています

大型プリンターの利用・除雪機・レクリエーション物品の貸し出し

地域福祉活動に使っていただける物品を揃えています。大雪が積もったとき、イベントをするとき、社協の事を思い出してください。社協は皆さまの「こんなのがあればいいな」に、応えていきたいと思っています。是非、地域の声をお寄せ下さい。

「貸し出し物品一覧」▶



サンタとトナカイの衣装▶



▲ 除雪機



▲ 杵と臼



ふくしミライ共創金（社協会費）についてQ&A

Q. ふくしミライ共創金（南丹市社協会費）とは？

A. 会員制度や会費について、より身近に感じていただきたいという思いから、本会では、社協会費に『ふくしミライ共創金』という愛称を定めました。地域の皆さまと共に幸せを感じられる未来を創っていきたくて考えております。制度では手が届かない福祉活動を行うための貴重な財源として使わせていただいています。ふくしミライ共創金納入は任意ではありますが、この想いにご賛同いただき、地域福祉のサポーターとして、ご協力いただければ幸いです

Q. 社協（社会福祉協議会）とは？

A. 社会福祉協議会は社会福祉法に明記され、それぞれの市町村で地域福祉を推進している公共性の高い民間団体です。地域の皆様に支えられながら、「地域での支え合い・助け合い」、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を目指し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

Q. 地域福祉サポーター（社協会員）とは？

A. 社協を支える資金面のサポーターとして、一人ひとりが福祉に参加・参画していただいているという意味を込めて、地域福祉サポーター（社協会員）と呼んでいます。社協の活動は、会員の皆様のご理解とご協力により成り立っています。

Q. なぜ、ふくしミライ共創金（社協会費）を自治会（区）が集めるのですか？

A. 区・自治会は地域住民の皆様を代表する団体であり、地域と社協が、地域福祉の向上のために一緒に活動を進めていくことが最も効果的であると考えられることから、各区・自治会の皆様に会費の取りまとめや納入のご協力をお願いしています。手順書は用意していますが、それぞれの区によって集金の方法は任意です。

Q. 地域福祉サポーター（社協会員）の特典はありますか？

A. 社協会費制度は、お互いの支え合いの精神に基づくものなので、直接的な特典があるわけではありません。住民の皆様にご協力いただくことで、ふくしミライ共創金(社協会費)をもとに、一緒に地域福祉を推進していただいているということをご理解いただきますようお願いいたします。ふくしミライ共創金(社協会費)は、確定申告していただくことで、寄付金として「所得控除制度」と「税額控除制度」のいずれかが適用されます。(※2,000円を超える寄付が対象となります。) 税額控除を選択される場合に必要「税額控除に係る証明書」は、本会ホームページ（寄付金控除に関する証明書）よりダウンロードできます。

Q. 集められたふくしミライ共創金（会費）はどのように使われているのですか？

A. 補助事業や委託事業の対象とならない独自事業（例：法人後見事業など）や、地域での住民主体の福祉活動（例：地区の福祉活動組織への助成、公用車・除雪機などの備品貸出に関する費用等）の貴重な財源として活用されています。詳細は別紙リーフレットをご参照ください。

Q. 区・自治会の予算からふくしミライ共創金（会費）に協力してもよいのですか？

A. 区・自治会が、社協の趣旨に賛同してふくしミライ共創金（会費）を納入していただいても問題ありませんが、ふくしミライ共創金（会費）はあくまでも任意ですので、区・自治会の総会等で、住民の皆様への説明をしていただいた上で、会費の納入についての合意形成と意思決定を行ってください。また、その際には、可能であれば一世帯あたり普通会費の1口1,000円に相当する額を予算化していただければ幸いです。

区・自治会からのふくしミライ共創金(会費)は賛助会費とさせていただきますが、地域福祉サポーター(会員)名簿の提出があれば、普通会費の扱いとさせていただきます。

